

市税等の納付は期限内に！ 自主納付にご協力ください！

平成21年度市税等の納付書は、軽自動車税、固定資産税、市・県民税、国民健康保険税、介護保険料、長寿（後期高齢者）医療保険料と順次お送りします。

市では、納税義務の均衡を図るため、市税等の納付を納税者ご自身が、金融機関等へ納めていただく「自主納付」の普及をより一層推進しております。

今年度の各納期限は左表のとおりです。期限内に自主納付または、口座振替納付にご協力くださいますようよろしくお願い致します。

詳しくは、市税務課（市役所1階 ☎32・2115）まで。

【口座振替納付のご案内】

▼口座振替とは

金融機関等が、あなたに代わって納期ごとに預貯金口座から自動的に振替で納付する制度です。

▼口座振替のできる税目

軽自動車税、固定資産税、市・県民税（普通徴収分）、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料

▼お申し込み方法

納付書に添付しております「口座振替用依頼書」に必要事項をご記入、捺印のうえ、ご利用されております金融機関の窓口までお申し込みください。（納付書をお忘れの場合、各金融機関にも口座振替依頼書は、用意してあります）

Let's! 口座振替!!

口座振替での納付が確実です

▼お申し込みできる金融機関

阿波銀行、徳島銀行、四国銀行、高知銀行、香川銀行、徳島信用金庫、四国労働金庫、東とくしま農業協同組合、徳島県信用漁業協同組合連合会、ゆうちょ銀行・郵便局

▼口座振替の変更・取消

納税義務者の名称・口座名義人等の変更、または、口座振替をお止めになった場合も、必ず、お取引の金融機関で申請してください。

★口座振替新規加入優待制度

市では、昨年度より『小松島市税等口座振替新規加入優待制度』を施行しております。この制度は新規で市税等口座振替に加入された場合、市指定のゴミ袋と交換できる引換券を交付し、口座振替加入率の向上を目的としています。（対象税目：市・県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）

※口座振替についてのお問い合わせは、市税務課納税普及係（市役所1階 ☎32・3928）まで。

平成21年度

市・県民税の変更点を お知らせします

◆公的年金からの特別徴収制度が始まります

平成21年10月以降に支払われる老齢基礎年金などの公的年金から、市・県民税を特別徴収する制度が始まります。制度の開始により、現在納付書等でお支払いされている市・県民税が、公的年金から天引きされるようになります。

【対象税額】特別徴収する税額は、公的年金等にかかる税額が対象となり、給与所得など他の所得にかかる税額は別途徴収させていただきます。

【対象者】前年中に公的年金を受給されていて、4月1日に老齢基礎年金などの公的年金を受給されている65歳以上の方。
※老齢基礎年金等の支払年額が18万円未満の方など一部対象とならない場合があります。

◆寄付金控除が拡充されます

平成21年度から市・県民税の寄付金控除が拡充されます。

【変更点】

- ①控除方式が、所得控除から税額控除に変わります。
- ②控除対象額の適用額が5千円となり、上限が総所得の30%に引き上げられます。
- ③「ふるさとを応援したい」との思いを実現するため、地方公共団体に対して寄附をした場合、新たな特例控除として5千円を超える額について、市・県民税の所得割の1割を限度に控除されます。

お問い合わせは、市税務課市民税係（市役所1階 ☎32・3821）まで。